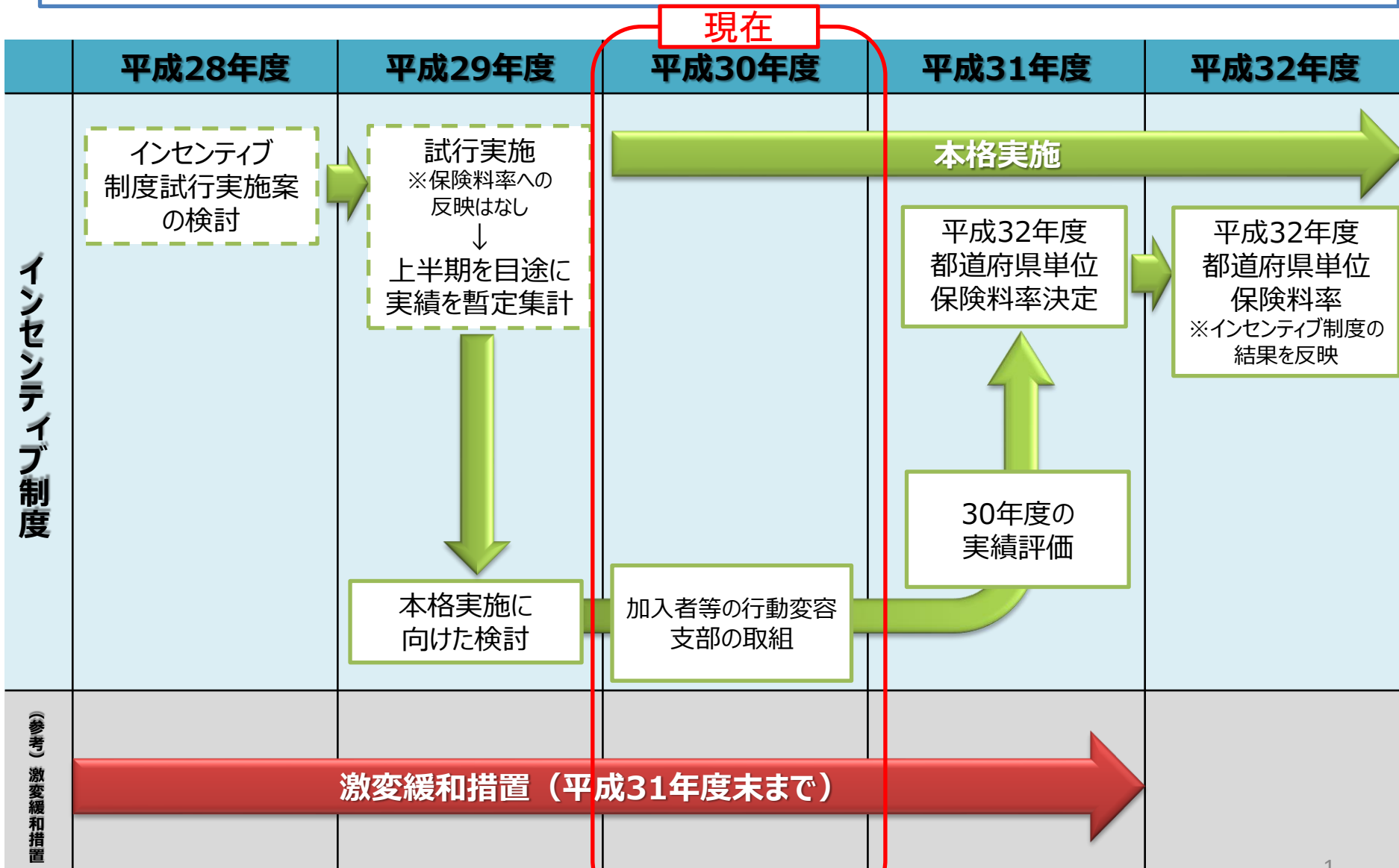


# インセンティブ制度の実施について

平成30年5月11日 平成30年度第1回評議会

# インセンティブ制度の導入スケジュールについて

インセンティブ制度では、平成29年度から試行実施を行う（試行実施の段階では保険料率への反映はしない）。平成30年度から本格実施し、その結果を平成32年度の都道府県単位保険料率に反映する。



厚生労働省作成資料

## 健康保険法施行令の一部を改正する政令案（概要）

### 1. 趣旨

全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の保険料率の算定方法について、健康づくりを促すためのインセンティブ制度を設けるべく、協会の保険料率の算定方法に関して見直しを行うものである。

### 2. 改正内容

協会の保険料率の算定方法において、インセンティブ制度の財源として支部被保険者の総報酬額に0.01%（※）を乗じて得た額を設定するとともに、特定健康診査や特定保健指導の実施状況といった被保険者等の健康の保持増進及び医療費適正化に係る支部毎の取組の状況に応じて当該財源から分配される額を保険料率に反映させるため、規定の整備を行うこととする。

※ ただし、制度導入に伴う激変緩和措置として、3年をかけて段階的に導入することとし、具体的には、次の通りとする。

- ・平成30年度の評価 : 支部被保険者の総報酬額に0.004%を乗じた額
- ・平成31年度の評価 : 支部被保険者の総報酬額に0.007%を乗じた額
- ・平成32年度の評価 : 支部被保険者の総報酬額に0.01%を乗じた額

### 3. 根拠条項

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 3 項

### 4. 公布日等

公布日：平成 30 年 3 月下旬（予定）

施行日：平成 31 年 4 月 1 日（予定）

※ 平成 32 年 2 月以前に用いられる保険料率の算定については、なお従前の例による。

※政令は平成30年3月23日付けで公布済

## 【基本的な考え方】

- 現行の後期高齢者支援金の加算・減算制度（以下「加減算制度」という。）は、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）も含めた全保険者を対象としているが、加算・減算となる保険者は限定されており、協会けんぽには加算・減算がなされていない。
- 一方、医療保険制度改革骨子（平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定）においては、この加減算制度について、平成30年度から、「予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直す」とこととされている。
- また、この加減算制度については、加入者の属性や保険者の規模など、保険者ごとに状況が異なる中で、一律の土台で実績を比較することは不適切である等の指摘がなされていた。
- このため、平成30年度からの新たな加減算制度では、母体となる企業等がその従業員を加入者として設立した保険者という点で共通の基盤を持つ健康保険組合と共済組合を対象とする一方、協会けんぽについては、事業所が協会に強制加入しているものであって保険者としての性質が異なることから対象外とされた。
- その上で、日本再興戦略改定2015（平成27年6月30日閣議決定）において、協会けんぽについては、「新たなインセンティブ制度の創設に向けた検討を行う」とされ、未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）では「協会けんぽについては来年度からインセンティブ制度を本格実施し、2020年度から都道府県保険料率に反映する」とされた。
- このように、今回の加減算制度の見直しは、保険者ごとの基盤や特性を踏まえて、それぞれの土台の上で行われるものであるが、インセンティブ制度として実績、努力に報いる設計とする。具体的には、後期高齢者医療制度への拠出金をベースにして、報奨制度とする。

## 制度趣旨

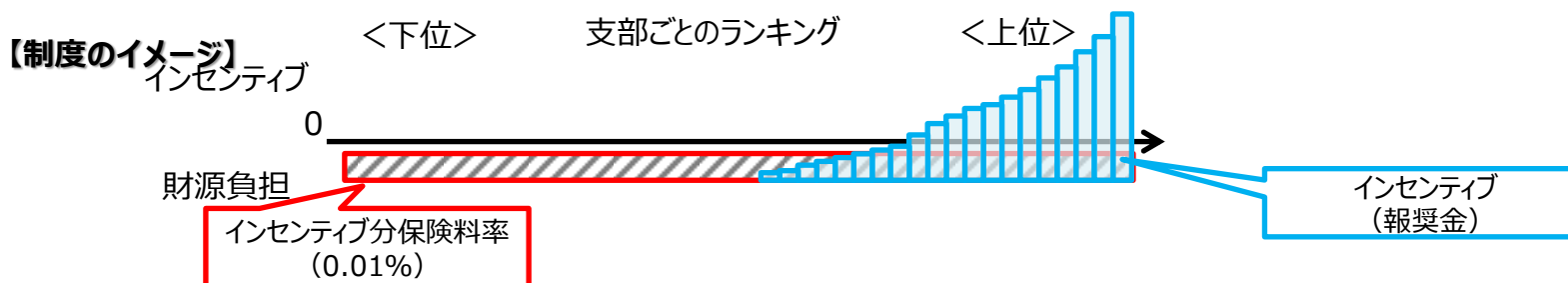
医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

### ①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

### ③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率（平成29年度は全支部一律で2.10%）の中に、0.01%（※）を盛り込む。  
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。  
平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007% ⇒ 平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。



## 【具体的な評価方法】①評価指標、②評価指標ごとの重み付けについて

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

$$\frac{\text{対前年度伸び幅（率）}}{100\% - \text{当該支部の実績}}$$

※【】は評価指標内での評価割合

### 1 特定健診等の受診率（使用データ：4月～3月の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数}}{\text{自支部被保険者数} + \text{自支部被扶養者数}} \quad (\%)$$

① 特定健診等の受診率【60%】

② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

### 2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定保健指導の実施率【60%】

② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】



※【】は評価指標内での評価割合

**3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）**

<実績算出方法>

$$\frac{(A) \text{のうち、(前年度積極的支援} \rightarrow \text{動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)} + (\text{前年度動機付け支援} \rightarrow \text{特保非該当者となった者の数})}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} (\%)$$

**4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）**

<実績算出方法>

$$\frac{(A) \text{のうち医療機関受診者数}}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} (\%)$$

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

**5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）**

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}} (\%)$$

① 後発医薬品の使用割合【50%】

② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】



### 【具体的な評価方法】③支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率（平成28年度は全支部一律で2.10%）の中に、0.01%（※）を盛り込むこととする。  
（※）協会けんぽの保険料率は少数点第2位まで算出するものとされているため、この負担分については、全ての支部の保険料率に影響を与えることとなる。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。  
平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007% ⇒  
平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金による段階的な保険料率の引下げを行う。
- 災害その他やむを得ない事情で適切な評価を行うことが困難である支部については、公平性の観点からも、個別の事情に応じて前述の負担及び保険料率の引下げの適用を除外する。

# 島根支部におけるインセンティブ制度広報（実施案）

	取組事項	対象	時期	内容
1	保険料率リーフレットの配布	全事業所	30年2月（実施済）	本部調達の保険料率リーフレット 6ページ中、2ページがインセンティブ内容あり 事業所・関係機関へ配布
2	メールマガジンへの掲載	加入者	3月より継続掲載	3月はインセンティブ制度全体を説明 4月以降、毎月、評価項目ごとに取り上げる
3	新聞掲載広告（保険料率変更時） 【P10掲載】	加入者	30年2月19日 （実施済）	保険料率変更と併せた広告 県内で最も購読されている山陰中央新報への広告
4	新聞掲載広告（ヘルス・マネジメント 認定制度広報と併せる）	加入者	6月以降	ヘルス・マネジメント認定制度広報と併せた新聞等広報を実施
5	納入告知書同封チラシ	全事業所	5月	全事業所宛の保険料納入告知書（毎月定期）に同封するチ ラシにインセンティブ制度特集を実施
6	健康保険委員広報誌	健康保険委員	4月	健康保険委員宛の広報誌「だんだん健康」にインセインティ ブ制度特集を実施
7	経済団体等への広報協力依頼	事業所・経営者	5月以降	協定締結先の経済団体等を通じた広報協力依頼を検討
8	社会保険事務説明会における広報	事業所担当者	6月	毎年6月に県内各地域で実施する社会保険事務説明会にて インセンティブ制度を説明
9	ヘルス・マネジメント認定制度エント リー勸奨の事業所訪問時の説明	事業所	通年	事業所訪問時にインセンティブ制度を併せて説明
10	薬剤師会県薬しまねへの記事掲載 依頼	薬剤師	7月	薬剤師会広報誌に記事掲載を依頼する

# ○新聞掲載広告(保険料率変更時)

➤平成30年3月19日(月)山陰中央新報 掲載

## 協会けんぽ島根支部から事業主・加入者の皆様へ

# 健康づくりで保険料を下げましょう!

5つの評価指標の成績が47支部(都道府県)中で上位過半数の支部は健康保険料率が引き下げとなります。

### 平成30年度から新たな「インセンティブ(報奨金)制度」がスタートします

※この制度は協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組等に応じて、「インセンティブ(報奨金)」を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。  
※平成30年度取組結果→平成32年度保険料率に反映。



皆様へのお願い

### 健診は毎年必ず受診しましょう!

健診結果「生活改善が必要」▶特定保健指導の利用を!

日ごろからの健康づくりが大切です!

健診結果「血圧、血糖値、要治療」▶必ず病院へ!

積極的に「ジェネリック医薬品」を使いましょう!

評価指標

- 1 特定健診等の受診率
- 2 特定保健指導※の実施率  
※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 医療機関への受診動向を受けた要治療者※の受診率  
※健診結果で要治療(要再検査)の判定を受けた方
- 5 後発医薬品(ジェネリック)の使用割合

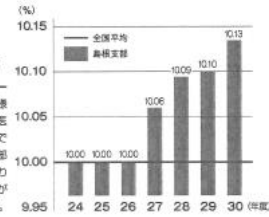
平成30年3月分(4月納付分)から健康保険料率及び介護保険料率が変わります。  
※任意継続被保険者の方は、4月分(4月納付分)からとなります。

- 健康保険料率 10.13%(+0.03%)
- 介護保険料率 1.57%(+0.08%)

※40歳から64歳までの方(介護保険料2号被保険者)は、世帯保険料率に介護保険料率が加わります。

島根支部健康保険料率の推移

健康保険料率は、皆様の医療費や高齢者医療への支援金などで決まります。島根支部は医療費が嵩止まりしており、保険料率が上がり続けています。



▼ 健康保険料率・インセンティブ制度についてのお問い合わせはこちらまで ▼

全国健康保険協会 島根支部  
協会けんぽ

〒690-8531 島根県松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
受付時間/平日 8:30~17:15

TEL 0852-59-5140

協会けんぽ島根  <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>